

令和6年度第4回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和7年3月19日(水)

午後2時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 諮問事項の審議

- ・諮問第9～12号の答申について
- ・諮問第13号（井川町長の権限に属する特別職及び一般職の地方公務員に対する辞令発令に関する公文書の非公開決定）について
- ・諮問第14号（出納員、分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員の任命又は併任の各辞令に関する公文書の公開決定）について
- ・諮問第15号（固定資産評価審査委員会定例会及び臨時会に関する公文書の部分開示決定）について

5. その他

6. 閉 会

諮問第9～12号の答申について

○諮問第9号の答申について（答申第9号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

本件処分は、「現：固定資産評価審査委員会の各委員が複数回再任用されていることについて、各その理由が付された決裁後の起案文書」の公文書公開請求において、起案文書自体は存在するものの、再任用の理由が付されたものが無いことから、非公開決定処分を行ったものである。請求人が求めているものは、再任用の理由が付された起案文書であり、理由が付されていない起案文書は、求めている公文書ではないと考えられる。よって、「理由が付された起案文書を作成していない」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年2月5日付け井発第6895号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和6年2月29日にあつてから、審査会に対して諮問するまで約5ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第10号の答申について（答申第10号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

本件処分は、「令和4年度の固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営等の状況について『井川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条及び第3条各号』の規定に基づき町長へ報告した書面」の公文書公開請求において、「当該文書を作成していない」と、存在しない理由を付して、非公開決定処分をしたものである。

同条例第2条及び第3条各号には、

（報告の時期）

第2条 任命権者は、毎年9月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) その他町長が必要と認める事項

と規定されている。よって、固定資産評価審査委員会委員長は、毎年9月末までに町長に対して、同委員会事

務局の人事行政の運営等の状況について報告しなければならないが、当該報告に関する文書は作成されていなかった。当審査会は実施機関に対して、当該文書を作成しなかった理由について聞き取りを行った。

実施機関の説明によると、「同委員会事務局職員は全て、総務課職員が併任しており、事務局職員に関する町長への報告事項は、総務課職員として管理している情報と同一である。そのため、改めて同委員会から報告を受けずとも報告事項について把握することができた為、当該文書が作成されていなかった。」との説明であった。

以上の聞き取り内容を踏まえ、「当該文書を作成していない」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分自体については、違法又は不当な点は無かったと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年11月24日付け井固審発第17号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和6年2月29日にあつてから、審査会に対して諮問するまで約5ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第11号の答申について（答申第11号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「地方自治法第171条第4項の規定に基づく、会計管理者の権限に属する事務の委任について定め、告示した、最終施行のもの」の公文書公開請求に対して、「当町では地方自治法第171条第4項に規定される事務委任を行っていないため、当該文書を作成していない」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年12月25日付け井発第6317号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

○諮問第12号の答申について（答申第12号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

固定資産評価審査委員会条例に基づく、以下の直近のもの

①固定資産評価員又は同評価員の職務を行うものに係る任命辞令

②固定資産評価補助員に係る任命辞令

③「①」の議会上程資料

④「①」及び「②」に係る（仮称）「固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関する規則又は訓令」

の公文書公開請求に対して、②については存在するため公開し、その他の公文書については、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

なお、決定期間が年末年始に当たることを理由とした決定期間の延長及び期間延長通知書の送付時期については、違法又は不当な点は無いと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年2月8日付け井発第7151号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

諮問第13号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第13号)	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 井川町長の権限に属する特別職及び一般職の地方公務員に対する辞令発令に関する規定
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年3月29日(公文書非公開決定)
決定の理由	当該公文書が存在しないため(当該文書が作成されていない)
不服申立て年月日	令和6年4月8日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	辞令交付義務の法的根拠は存在しない。よって、法的拘束力を持たせるために当該規則又は訓令の制定且つ公表されるように、是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(『適正な運営の確保』)」を求めているのであり、行審法における本旨である(つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと)と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書(副本)」の受理到達に係る期間だけで、当該「審査請求書」送付到達から約3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

諮問第14号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第14号)	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 井川町財務規則第6条第1項及び第2項で規定される出納員並びに井川町財務規則第5条各項で規定される分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員について、地方自治法第171条第2項の規定に基づき井川町長が発した直近の任命又は併任の各辞令
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年3月25日(公文書公開決定)
決定の理由	分任出納員の辞令について公開 出納員並びに現金取扱員及び物品取扱員については任命していないため当該文書は不存在。
不服申立て年月日	令和6年4月8日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	ア. 公開決定を取り消し一部公開決定とすること。 イ. 公開文書中、起案文書は請求していないものである。 ウ. 出納員並びに現金取扱員及び物品取扱員について任命していないことは不適正であるため是正を求める の3点を理由に「公文書公開決定」を取り消すよう求める。
弁明書の概要	本件審査請求を一部認容するとの裁決を求める。 審査請求理由のうち、「イ。」については、起案文書は請求した公文書では無いため、認容する。 「ウ。」については、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営の確保」のために公文書の修正や、特定の文書を作成するなどの何らかの作為を要求する趣旨のものである。仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。 「ア。」について、当町情報公開条例では、公文書一部公開決定とは、公開対象の公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開する際の処分であることが規定されている。他方、当町の情報公開条例の運用上、外部の人間である申請者が当町にどのような公文書が存在するか知ることが難しいことを勘案し、関連性のある文書の申請については、無理のない範囲で1件の情報公開申請として処理している。仮に本件処分を「一部公開決定」に改めたとしても、本件処分に係る当町に存在する文書の写しについて、原処分が行われた時点で全て送付しているため、審査請求人が当町の公文書から新たな情報を得ることによる利益はない。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア. 「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ. 「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該

	明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求めの部分」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達に係る期間だけで、当該「審査請求書」送付到達から約3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。
--	---

諮問第15号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第15号)	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 令和05年05月19日から現在(本請求書到達時点)の期間において開催された臨時会または定例会(但し「地方税法」規定どおり「審査のため」に限る)について、 ①「固定資産評価審査委員会規程第2条各項」の規定に基づき発せられた「招集状」 ②「同規程第5条各項」の規定に基づく「呼出状」 ③「固定資産評価審査委員会条例第12条第2項」並びに「同規程第6条各項」の規定に基づく各議事についての調書のうち「各会議録」
実施機関	井川町固定資産評価審査委員会
決定年月日	令和6年10月1日(公文書部分開示決定)
決定の理由	①及び③については、委員の住所情報を黒塗り処理して部分開示 ②については、地方税法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は不存在。
不服申立て年月日	令和6年12月10日
諮問年月日	令和7年1月23日
審査請求理由の概要	①の開示に対して、「固定資産評価審査委員会規程第2条第1項」において、「委員長が(中略)招集状を各委員に送達してこれを行うものとする。」と規定されているのだから、固定資産評価審査委員会委員長から委員長自身に発せられた招集状は、開示される覚えは無く、請求対象外のものであるため、当該開示コピー代及び還付加算金の返還を求める。 ②の呼出状について、③の会議録には、「税務会計課長及び同課員」が出席及び証言をしているにもかかわらず、当該呼出状が無い理由を「地方税法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は無い。」と付記していることは整合しない。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 ①の招集状は、委員長名で発出されるものであるが、文書の作成及び送付事務は同事務局職員が行っている。委員長から委員長自身への招集状の作成及び送付は、定例会の日時や場所等を書面にて委員長に伝達することを目的として、委員だけでなく、委員長に対しても送付している。そもそも情報公開制度は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」を請求できる制度であることから、作成された公文書は、本来作成不要であるかどうかに関わらず、開示請求されたものについては不開示情報を除き、請求者に開示する必要がある。本件公文書開示請求書には特段、委員長から委員長自身への招集状を除く旨の記載は無いことから、本件開示事務に誤りや瑕疵はなかったと判断している。 ②の呼出状は、固定資産評価審査委員会規程第5条に基づいて発出されるものである。規程第5条中に「関係者(審査申出人及び町長を除く。)」とあることから、審査申出人及び町長(補助機関である町長部局職員を含む)以外の関係者に対しては、呼出状を送付しなければならないが、審査申出人や町長、町長部局職員に対しては、呼出状を送付する必要がない、と判断している(口頭での呼出でよい)。この規定により、税務会計課長及び同課員に対して呼出状を送付せずに、口頭で出席を求めたものである。よって、地方税法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとする呼出状は無い、

	とした本件処分に違法又は不当な点はないと判断している。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「口頭審理」について(「下記エ」に関連) 「同審理」は、「行政不服審査制度」を基本とする(つまり、「地方税法第433条第11項」の規定により、「行政不服審査法」への読替え規定あり)。 つまり、本件は、当該審査申出人が「口頭意見陳述の申立て」をしていないのであるから、「同審理」自体行われない筈であり、行われるのは、「公正を期す為」、 ㊦ 同申出人が「同申立て」をした上で出席し、且つ処分庁及び審査庁が出席した場合、又は、 ㊧ 同申立人が「上記㊦」の場合で、且つ処分庁及び審査庁である町長又は職員の各一部が欠席した場合 であり、「同申立て」がない場合は「同審理」は行われることはない(つまり、以上を除く「同審理」は違法である)。 イ.「呼出状」(「固定資産評価審査委員会規程第5条」並びに「同法第433条第6項及び7項」)について 「同規程同条」では「…地方税法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)…送付しなければならない。」と規定されているが、「同法同条第6項」では「審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて…」と規定されており、両者は整合せず、「法律優位の原則」により、「同規程同条」の規定は誤りである。 ウ.「招集状」(「同規程第2条第1項」)について 「同規程同条同項」の規定は、「委員長が他の委員のみを招集する場合」の規定であり、事務局が委員長を含む各委員に送達するものではない(当然、「同状控え」は開示請求文書対象外である)。 また、本根拠は「同法」中にはなく、つまり、処分庁は上記イの呼出状と勘違いしており、失当である。 さらに、当該「余計な分(つまり、委員長自身の分)の開示に係るコピー代徴収に関する事務連絡」については、当該「審査請求書」中「②理由」のとおりであり、「不当利得」の内容そのものである。 エ.当該「審査請求書」の添付資料(別紙3の②):「…委員会(定例会)の開催について(通知)」中、「3 定例会案件(2) 令和6年度の固定資産評価について」について(「上記イ」に関連) 当該定例会には、「固定資産税台帳に登録された価格に関する不服審査」{「同法第423条第1項」(同委員会の設置目的)}のほか、「同評価について」の為、税務会計課長及び同課税務班の職員1名(計2名)を実際に出席させているが、「上記ア」記載のとおり、「同審理」を(適正に)行う場合を除き、これら職員が出席することも、本件処分庁である貴委員会が招集することも、本来ありえない。 また、「同規程第5条」では「呼出状」と規定されており、「状」は書面であるので、「(口頭での呼出でもよい)」との弁明は、当該規定の解釈を全く誤っており、且つ的外れである。 つまり、本項はこれら職員らが当該「定例会」に出席している為、当該「呼出状」を開示請求したものであり、「同法同条同項」の規定(つまり、「固定資産評価審査委員会の設置目的及び職務権限」)からは、「不存在が当然」であるが、本件処分庁である貴委員会の解釈は、全く以て失当である。